

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2016年3月30日

財政部、越境EC小売の輸入税に関する新政策を発表 行郵税方式を見直し

財政部・税関総署・国家税務総局は2016年3月24日付で、《クロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策に関する通知》（財関税[2016]18号、以下「本通知」）を公布しました。

従来、中国国内個人がクロスボーダー電子商取引（以下「越境EC」）を通じて輸入する商品は、郵送物品として「行郵税」方式で課税され、国内で販売されている同種の一般輸入商品や国産商品よりも税負担が小さくなっていましたが、2016年4月8日から通常の輸入貨物と同様に、関税・増値税・消費税が適用されることとなります。

一方、越境ECを利用しない個人輸入や携帯入国する商品については、引き続き行郵税が適用されます。本通知にあわせて、国务院関税税則委員会は2016年3月16日付で、《入国物品輸入税の調整関連問題に関する通知》（税委会[2016]2号）を公布しており、同じく2016年4月8日から行郵税政策の見直しを実施します。従来4税目（税率：10%・20%・30%・50%）から3税目（税率：15%・30%・60%）に変更され、調整後の各商品の行郵税税率は、同種の輸入商品の総合税率と概ね一致することとなります。

越境EC小売の輸入税収政策及び行郵税政策の見直しによって、新興業態と伝統業態、海外商品と国内商品間の公平な競争を通じて市場効率を高め共同発展を促す意図があるものとされています。

■ 越境EC小売に対する新たな輸入税収政策

本通知では、限度額（1回あたりの取引限度額2,000元/年度取引限度額20,000元）以内の越境EC小売輸入商品について関税税率を暫定的に0%とし、増値税と消費税については法定納税額の70%を徴収する軽減措置を認めています。上述の限度額を超過する場合は、一般貿易方式に基づき全額税金を徴収されます。

<新政策の概要>

| | 内容 |
|------|--|
| 対象商品 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 《クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト》^(※)内の商品 ■ 税関とネットワーク接続している電子商取引プラットフォームでの取引：取引・支払・物流の電子情報「三単」の照合が可能な商品 ■ 税関とネットワーク接続している電子商取引プラットフォームを経由しない取引：速配・郵政企業が、取引・支払・物流等の電子情報を統一して税関に提供し、また相応の法的責任を負うことを承諾して入国させる商品 |
| 課税価格 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 実際取引価格（貨物小売価格・配送費・保険費を含む） |

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

| | |
|--------------|---|
| 税徴収基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 関税税率：0% ■ 増値税及び消費税：法定納税額×70% <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行郵税で認められている税額 50 元以下の場合の免税は無し |
| 取引限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 回あたりの取引限度額：2,000 元 ■ 年度取引限度額：20,000 元 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上述の取引限度額を超過する場合は、一般貿易方式に基づき全額課税 |
| 納税義務者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 越境 EC 小売輸入商品を購入する個人・ |
| 代理徴収・代理納付義務者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 電子商取引企業 ■ 電子商取引プラットフォーム企業 ■ 物流企業 |

※《クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト》には原則として、輸入許可証に関連しない日用消費品、購入ニーズが高い生活必需品が掲載されています。リストは財政部から別途公布される予定です。

■ ご参考：越境 EC 小売輸入における新旧税率の比較

| | 1 回あたり 購入金額 | 現行 ＜行郵税＞ ^(※1) | 2016 年 4 月 8 日以降 ＜関税・増値税・消費税＞ |
|-------|------------------------|-----------------------------|--|
| 食品・飲料 | 1,000 元以内 | 10% ^(※2) | 11.9% 関税：0% 増値税：17%×70%=11.9% 消費税：0% |
| | 1,000 元超 ～2,000 元以内 | 一般貿易方式で 全額徴収 | |
| | 2,000 元超 | | |
| 衣料品 | 1,000 元以内 | 20% ^(※2) | 11.9% 関税：0% 増値税：17%×70%=11.9% 消費税：0% |
| | 1,000 元超 ～2,000 元以内 | 一般貿易方式で 全額徴収 | |
| | 2,000 元超 | | |
| ゴルフ用品 | 1,000 元以内 | 30% ^(※2) | 18.9% 関税：0% 増値税：17%×70%=11.9% 消費税：10%×70%=7.0% |
| | 1,000 元超 ～2,000 元以内 | 一般貿易方式で 全額徴収 | |
| | 2,000 元超 | | |

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

| | | | |
|-----|------------------------|-----------------|--|
| 化粧品 | 1,000 元以内 | 50% (※2) | 32.9% 関税 0% 増値税：17%×70%=11.9% 消費税：30%×70%=21.0% |
| | 1,000 元超 ～2,000 元以内 | 一般貿易方式で 全額徴収 | |
| | 2,000 元超 | | 一般貿易方式で 全額徴収 (※3) |

注) 2016年4月8日以降の越境EC小売輸入の対象商品は、財政部から別途公布予定の「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」をご確認ください。また、実際の税額については、管轄の関連当局または会計士・税理士等の専門家にご確認ください。

※1 税額50元以下の場合は免税

※2 香港・マカオ・台湾地区からの輸入の場合、800元以内まで行郵税適用

分割不可能な単一の物品は、限度額を超過した場合でも税関審査を経て行郵税適用が可能

行郵税の税目及び税率は、2016年4月8日に調整実施（上記は調整前の税率）

※3 1回あたりの取引限度額を超過・累加後に個人の年度取引限度額を超過する単一の取引、及び課税価格が2,000元の限度額を超過する単一の分割不可能な商品は、一般貿易方式に基づき全額税金を徴収

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23樓/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301